

JET Report

ジェット レポート

vol. 8
Winter

凍鶴



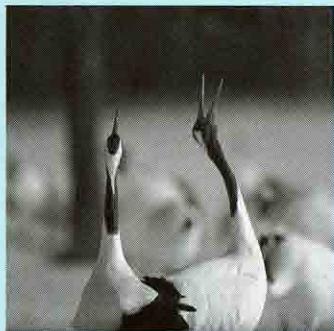
財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

FOUR SEASON／季語

凍鶴



凍鶴に冬木の影の來ては去る
(風生)

鶴は、体長1~1.5メートルと大型で、くちばしが長く、首と足も細く長く、独特の美しい体型をしている。アメリカを除く全世界に分布するそうだが、なんとなく日本の鳥というイメージがある。北海道釧路湿原で繁殖する丹頂鶴は有名で、雪原に乱舞し、あるいは一本足でじっとたたずむ姿の美しさは、清澄な気品さえ感じさせる。

凍鶴とは、まさにそんな鶴の冬の姿を捉えた言葉。身じろぎもせず寂然と立ち、まるで凍りついてしまったような感じを表現している。冬のピーンと張りつめた空気感さえ感じさせる季語である。

中国の伝説では、鶴は千年龜は万年といい、長寿でめでたいことをいう。

FOUR SEASON

季語—凍鶴

1

JET SCOPE1

JET認証部品登録がスタート

2

JET SCOPE2

電取法改正で、重要性が増す品質保証担当!

3

JET INFORMATION

新体制でますます充実するISO認証

5

海外情報

アルゼンチンの電気安全規制とJETのサービス

7

Safety Regulations

仕様規定から性能規定へ

8

JET INFORMATION

深まる、TERTECとの協力関係

9

JET NEWS & INFORMATION

試験現場NOW <1>

JET横浜事業所の直電グループ

10

JETの試験設備 <1>

短絡試験設備

JET認証部品登録がスタート

機器組み込み用汎用部品を対象にした認証登録を行うことにより、製品試験がより早く、より安くできるようになります。JETの部品認証をどうぞご利用ください。

お陰様で、S-JET認証を取得された家電製品が市場に数多く見受けられるようになりました。

今後は、従来の電気用品取締法省令第1項適用の認証取得から、省令第2項を適用した認証への移行が予想されます。合理的な製品試験を実施するために、製品に組込まれる部品（機器組み込み用の汎用部品等）単独の認証が重要になるわけです。

JETは皆様のご要望にお応えするために平成11年8月より「JET認証部品等登録」（認証機関内登録）を開始致しました。この登録結果を活用することにより、試験期間の短縮や試験費用等の合理化を進め、将来的には外国認証機関との相互認証に発展させて行くことを目指しております

対象範囲

電気用品取締法甲種電気用品の対象外である部品・材料・付属品など機器組み込み用の汎用部品等を対象とします。具体的には、電気機器に組み込んで使用されるスイッチ、安定器、変圧器、電動機、コンプレッサー、電磁リレー、キャパシター等です。

登録の方式

広くご利用頂けるように、次の2種類の方式を用意しました。基本的には、S-JET認証方式と同様のモデル認証方式で、部品等の適用規格への適合性の試験（製品試験）とその部品等を製造する工場の定期的な調査（初回工場調査及び定期工場調査）からなる方式です。

1) 部品メーカー登録方式

部品等を製造している会社が対象で、登録を希望される部品等に制限はありません。この方式により登録された結果は、どの会社のどの製品に組み込まれても、製品試験時において登録された条件の範囲内でその結果が活用されます。

2) セットメーカー登録方式

電気製品等のS-JET認証を取得している会社が対象で、S-JET認証を取得しようとする製品に組み込まれる又は組み込まれる予定の部品等に限ります。この方式により登録された結果は、登録を受けた会社の製品に組み込まれたときのみ、製品試験時に登録された条件の範囲内でその結果が活用されます。

マークの表示

現在のところ、登録の証としてのS-JETマークを表示することができません。ただし、部品メーカー登録方式により登録された部品については、早い時期にマークを検討します。

登録の単位

登録の単位は、設計仕様、構造仕様、製造方法、使用方法等と技術的見地から判断して、安全の確保方法がほぼ同一であるものを1つの単位（シリーズ）とします。なお、シリーズの具体的な分類については、お客様とご相談のうえ決定させていただきます。

適用試験規格

適用試験規格は、国際整合規格（IEC）や電気用品の技術基準等より、登録を希望されるお客様の選択によります。登録結果の活用には、組み込まれる電気製品等に適用される規格の影響を受けますので、登録結果を有効に活用するためには、部品登録時の適用規格の選択にご注意下さい。なお、同一部品について複数の試験規格による登録も可能です。

登録の公表

部品メーカー登録方式により登録された部品の定格、型番等について、JETが発行する定期刊行物に掲載する方法により公表します。

お問い合わせ先：

JET安全認証本部製品認証部

Tel : 03-3466-5234

Fax : 03-3481-5254

電取法改正で、重要性

電取法が、平成11年8月6日に公布された「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成11年法律第121号)」によって大幅に改正され、「電気用品安全法」と改称されることとなりました。本誌では、新法のうち、事業者に係わる部分の概要とJETの役割を紹介致します。

改正の背景

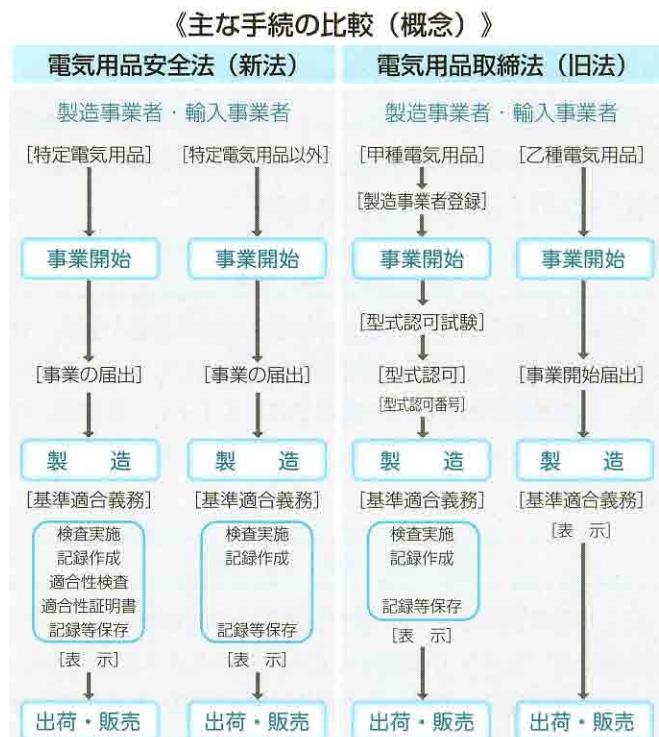
①昭和36年に電取法が制定されて以来、材料・生産技術の飛躍的な発展等により、設計・製作が原因の事故が減少し、現行規制は事業者に必要以上のコストを課しているとの指摘②国際的に整合していない日本の規制が、貿易障壁となり、民間取引の発展向上を阻害しているとの指摘等により、規制の見直しが行われました。

改正の基本的考え方

我が国の経済社会を“自己責任原則”と“自由で公正”な社会としていくために、基準・認証制度については、①自己確認、第三者認証への移行等により、政府の直接的な規制を最小限化②認証・検査業務への競争原理の導入③技術基準の性能規定化④国際相互認証の導入等を基本として見直されました。(「経済構造の改革と創造のための行動計画(平成9年12月閣議決定)」及び「規制緩和3ヶ年計画(平成10年3月閣議決定)」)

改正の要点

- 法律の目的が「電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする」に変更されました。(下線部が追加された部分です)
- 旧法で政府が直接行っている「型式認可(試験)」等の安全性チェックが、「第三者機関によるチェックを組み入れた製造事業者等による自己確認」に移行されました。《図参照》
 - 甲種電気用品の場合、製造事業開始前に必要であった「製造事業者登録(又は外国製造事業者登録)」が廃止され、事業開始の日から30日以内に「事業の開始に係る届出」を行うこととなりました。この届出は、電気用品を製造又は輸入する全ての事業者が行う必要があります。なお届出の内容は、



注) 新法の表示内容については通商産業省令によって示しています

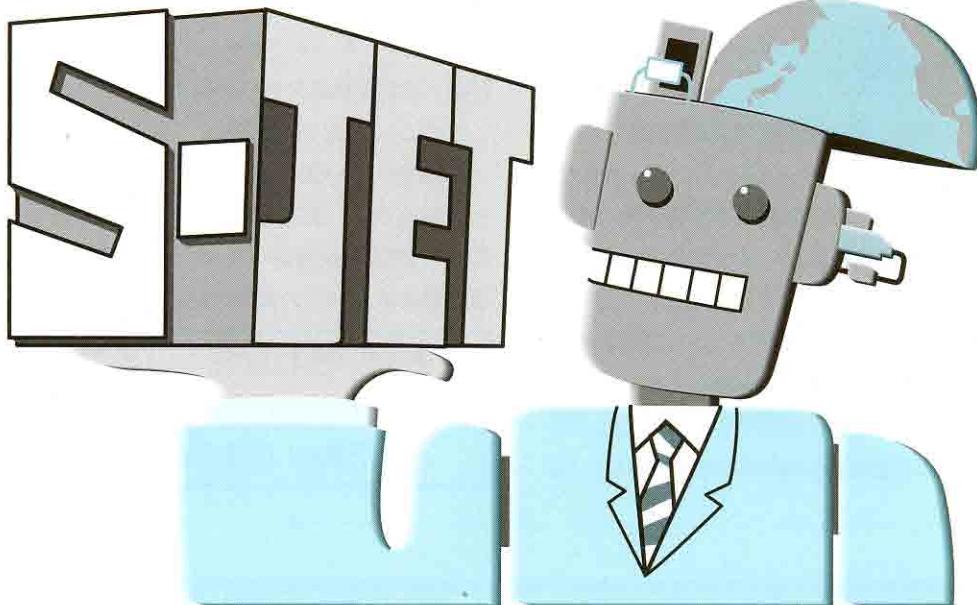
現行の乙種電気用品の「事業開始届出」と実質的に同じです。
 (2) 甲種電気用品の場合、製造開始前に取得することが必要であった「型式認可(試験)」が廃止され、新たに政令で定める特定電気用品に対して、「事業者による自己確認」に加え、販売するときまでに、通商産業大臣が別途認定(外国検査機関の場合は承認)する「認定(承認)検査機関」の「基準適合性検査を受検し、適合性証明書の交付を受け、保存する」ことが必要になりました。

適合性検査は、①ロット検査②サンプル+検査設備等の検査の2通りがあります。

(3) 乙種電気用品の製造事業者・輸入業者には、「技術基準適合義務」を担保するため、新たに「技術基準適合検査の実施、

が増す品質保証担当！

事業者の自主的な安全活動をJETが支援します



記録の作成・保存義務」が加えられました。

3. 危険な電気用品が市場に出回った場合、迅速かつ的確に排除するため、次の各種命令が事業者等に発せられることになりました（事業者等に対する「報告の徴収」・「立入検査」等は、旧法と同様です）。

(1) 製造・輸入又は検査の方法等に対する「改善命令」（技術基準適合義務に違反している場合に行われる、旧法の「業務停止命令」は廃止）

(2) 次の場合には、当該違反電気用品が属する型式の電気用品に対する「表示禁止命令」（すなわち、所定の表示がないために販売できなくなります）

① 技術基準に適合せず、危害発生を防止するため特に必要があるとき

② 検査の実施・記録作成・保存義務、基準適合性検査の受検・適合性証明書の保存義務に違反したとき

③ 上記3.(1)の「改善命令」に違反したとき

(3) 次の場合には、販売した製品の「回収命令」等の危険防止措置

① 製造・輸入・販売事業者が、所定の表示が無い電気用品を販売し、危険・障害の発生の拡大を防止する必要があるとき

② 届出事業者が技術基準に適合しない電気用品を製造・輸入・販売し、危険・障害の発生の拡大を防止する必要があるとき

4. “自己確認原則”を前提とした新法の規定違反を効果的に

抑止するため、①消費者の安全確保を図る上で直接的に影響の大きい表示禁止命令及び回収命令の違反に対しては、法人重課（1億円以下の罰金）が導入され②表示義務違反に対して、旧法は「10万円以下の罰金」であるが、新法では「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科も可）」のように罰則が大幅に強化されました。

新法の施行日及び既存事業者等への経過措置

1. 事業者等に係る新法の施行は、平成13年4月1日です。
2. 新法施行の際、旧法で適法に事業を行っている事業者は、新法の「事業の開始に係る届出」を行ったものと、みなされます（施行後新たに、品目・型式を追加した場合には、新法による変更届を行う必要があります）。
3. 新法施行の際、旧法で型式認可を得ているものは、その有効期間内は、「基準適合性検査受検義務、適合性証明書の保存義務」を履行したものとみなされます（製造時の検査等は、新法に従って行う必要があります）。
4. 新法施行の際、旧法で型式承認を得ているものは、その有効期間又は、次の「6」の期間のいずれか早い時期までは、新法の①表示義務②無表示電気用品の販売禁止③電気工事士等による無表示電気用品の使用制限は適用されず、旧法の規定が適用されます（外国登録製造事業者に対する経過措置です）。

5. 新法施行の際、旧法で適法に製造している電気用品は、品目毎に政令で定める間（最長3年）は、旧法の表示ができます（この間に、新法の表示に変える必要があります）。

JETの新たな役割

新しい民間の認定（承認）検査機関が特定電気用品の適合性検査サービスを提供することができるようになりますが、電取法の指定試験機関として、165品目の甲種電気用品のうち164品目の型式認可試験の実施によって技術基準解釈能力及び試験技術を蓄積してきましたJ E Tは、中立・公正な立場で、社会に信頼して頂ける適合性検査を行い、証明書を発行させて戴きます。またS-J E T認証を取得している乙種電気用品は、厳格な製品試験と定期工場調査にパスしておりますので、新法で強化された基準適合義務の主要な部分を、認

6. 新法施行の際、旧法で適法に製造・出荷された電気用品は、品目毎に政令で定める間（最長で10年）は、販売することができます（この間に流通ストックを販売する必要があります）。

証書・試験記録等でカバーすることができます。

さらに、これらの記録は、適切に管理しトレーサビリティを確保しています。したがって、検査記録の紛失等、万一大の場合でも、JETが証明することができますので、新法に基づく前記の各種命令を受けるリスクは大幅に低減され、届出事業者の方々の負担の軽減を提供することができます。

お問い合わせ先：J E T企画広報部

Tel : 03-3466-5162

Fax : 03-3468-9090

JET INFORMATION

新体制でますます充実するISO認証

JET品質認証部（ISO9000審査登録）及び環境認証部（ISO14000審査登録）は、お客様に対するさらなる審査業務、サービスの充実及び向上を推進するため、本年6月ISO登録センターを設立し事業推進室、品質認証部及び環境認証部の3部門となりました。

現在、ご希望のお客様にはISO9000とISO14000の同時定期査察の実施もお受けいたしております。また、労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000)の審査登録業務も開始準備を推進しておりますので、種々の審査登録に対するご要望がございましたらご相談いただければ幸いです。

なおISO9000、ISO14000に関して、従来のJAB認定分野に加えて下記の分野を拡大申請し、さらに充実したサービスを提供してまいります。

ISO9000関連拡大申請中JAB認定分野

1. 4 繊維及び繊維製品の製造業
2. 12 化学薬品、化学製品及び人造繊維の製造
3. 17 基礎金属の製造業
4. 29 卸売業及び小売業
5. 35 工業上の試験及び分析業務

6. 38 医療及び社会事業

7. 3 食料品、飲料及びタバコの製造業

8. 39 その他の地域社会、社会的及び個人的サービス業

ISO14000関連拡大申請中JAB認定分野

1. 4 繊維、繊維製品
2. 17 基礎金属、加工金属製品
3. 29 卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理業
4. 34 エンジニアリング、研究開発
5. 36 公共行政
6. 39 その他社会的、個人的サービス

JAB認定分野外の分野も、審査は可能でございますので、ご相談いただければ幸いです。また、今後も認定分野の拡大を予定しております。

お問い合わせ先：
JET ISO登録センター 事業推進室
TEL: 03-3466-9741
FAX: 03-3466-8388
URL:<http://www.intacc.ne.jp/HP/jetqm/>



海外情報

アルゼンチンの電気安全規制とJETのサービス

アルゼンチン共和国は、1998年2月にResolution No.92/98という工業・商業・鉱業庁令(Ministry of Economy and Works and Public services)を公布しました。本規制は3段階に分けて実施するものとなっており、現在は第2段階に入っています。

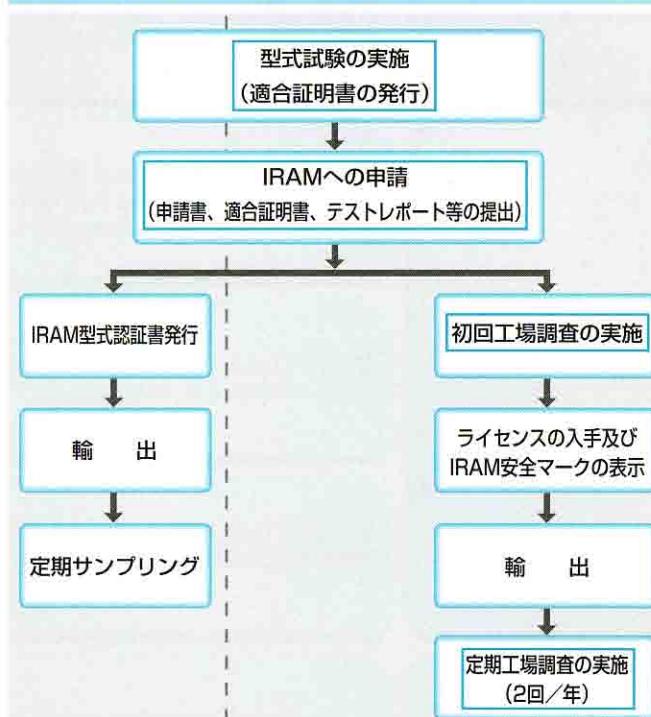
1. JETのサービス

第2段階では、アルゼンチンの認証機関と相互承認協定を締結した海外認証機関が発行した適合証明書が必要になります。JETはIRAM (The Argentine Standardization Institute:アルゼンチンの認証機関)と協定を締結し、アルゼンチン共和国の型式認証書取得のための適合証明書を発行できます。更に、第3段階において適用される工場調査も実施でき、お客様はIRAMのライセンスの入手及びIRAM安全マーク使用許可をJETから入手できるようになりました。

■製品輸出までの手順とJETのサービス

□は、JETが実施できるサービスです。

第2段階



JETとIRAMとの契約品目は、情報機器、オーディオ・ビデオ、計測機器、医療機器、家電機器、照明器具、絶縁トランジスタ、電動工具、電源コード、IRAMプラグ、及び法律で対象とされてる全ての機器となっております。適用規格はプラグを除いてIEC規格となります。

2. 規制対象品目の概要

- 1) 公称電圧交流1000V以下又は直流1500V以下の低電圧機器は、IRAM規格又はIEC規格に適合する必要があります。
- 2) 対象品目及び製品分野は次の3つに区別されます。
 - a. 設備及び部品：固定配線用ケーブル、ケーブル・ダクト類、コンセント、プラグ、63A以下のヒューズ、キャパシタ等
 - b. 家電機器：家庭用電気機器、照明器具、携帯工具、ランプホルダー及びソケット、白熱灯及び放電灯等
 - c. 電子機器：家庭用及びその他類似目的用の電子機器、家庭用及びその他類似目的用の情報機器、事務所・商店及び公共の場所に使用される電子機器等

3. 段階規制の概要

第1段階：自己適合宣言書の提出義務

第2段階：アルゼンチンの認証機関と相互承認協定を締結した海外認証機関の適合証明書等を当局へ提出する義務があります。

第3段階：第2段階終了後適用されます。適合証明書の入手に加え、ISO/IECガイド28に基づくライセンス取得(工場調査、IRAM安全マーク表示要求有り)が必要になります。第2段階規制対応済み製品で、第3段階も引き続き販売するものについては、第3段階規制への対応が必要となります。

お問い合わせ先：JET国際事業部

Tel : 03-3466-9818
Fax : 03-3481-5297

■各段階の実施時期

	1998年	1999年	2000年
設備・部品	2/18 第1段	6/18 第2段	7/18 第3段
家電機器	4/18 第1段	6/18 第2段	7/18 第3段
電子機器	6/18 第1段	9/18 第2段	9/18 第3段

仕様規定から性能規定へ

性能規定化とは

- ①技術基準の要求事項のタイプを抽象度によって分類し、
- ②仕様（構造）を規定している要求事項をより抽象的な性能規定に改め、
- ③技術革新に対してより柔軟に対応可能な技術基準にすること

技術基準の性能規定化

平成10年3月31日の閣議において「規制緩和推進3か年計画」が了承され、基準認証等についての視点の1つとして、適切な場合における性能規定化の推進が決定されました。さらに、本年3月30日の閣議では、基準の内容が技術革新に対して柔軟に対応できるようにするために、現在、仕様規定となっている基準については原則これを全て性能規定化するよう検討を行う、という内容に改訂されました。今後は、電気用品技術基準もこの計画に従って、性能規定化が進められることになります。

技術基準は、通常、危険の原因となる要因毎に製品が確保すべき安全のレベルとその評価方法が決められています。しかし、求められる安全のレベルを確保する手段として、材質や構造（仕様）あるいは試験、評価方法を特定して規定したりすると、他に安全レベルを確保する手段があったとしても、製造者は規定された仕様に基づいて設計せざるを得ないし、特定された評価方法以外の手段による証明もできることになります。日進月歩で技術革新が進むなか、これではあまりに不自由だし、合理性を欠くものだといえるでしょう。仕様規定から性能規定への転換が求められるわけです。

技術基準の4タイプ

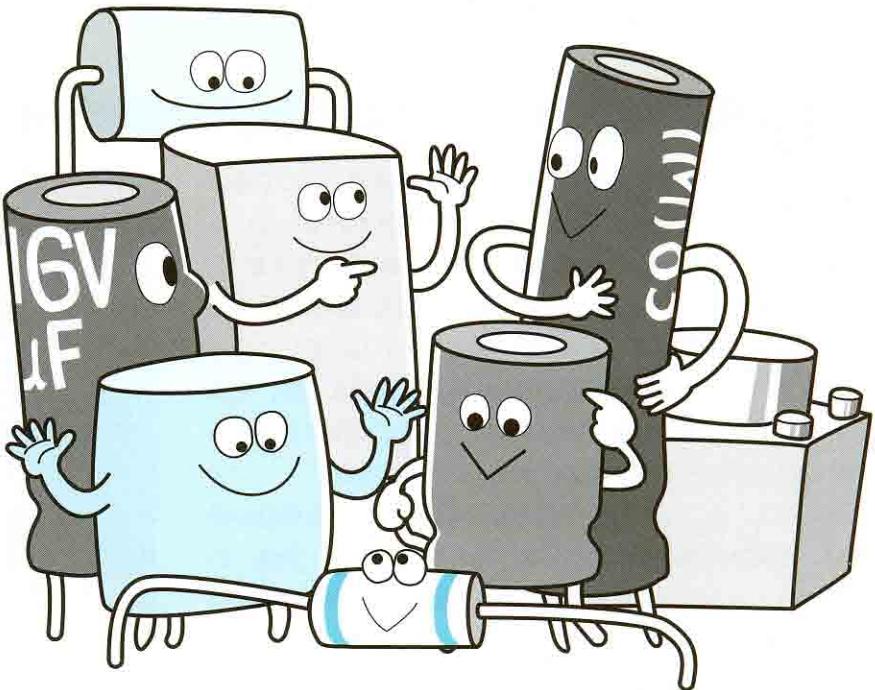
平成11年に示された産業構造審議会基準認証部会「今後の基準・認証制度の在り方について」では、技術基準のタイプを抽象度によってタイプ1からタイプ4に分類し、仕様規定となっているものについては可能な限り性能規定化を促進することと

技術上の項目	タイプ	タイプ1	タイプ2
構 造		一般的な安全の要求が規定されているもの	製品又は施設別に構造、耐熱性、絶縁性能等について満たすべき必要事項のみが規定されているもの
ブラウン管及びその附属品		機器は通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立が良好で、かつ、動作が円滑であること	電源に機器を接続した場合並びに機器に示された定格及び機器の普通の使用方法により運転した場合に、感電、火災及び傷害を生ずるおそれがないこと
			屋外用のものにあっては、通常の使用状態において、充電部に水がかからない構造であること
			定格電圧が150Vを超えるものにあっては、アース機構を有しているか又は二重絶縁構造ものであること
			フライバック変圧器は難燃性を有するものであること

しています。また、技術基準を性能規定化する際には、技術基準を満たす具体的な規格（解釈）を示す必要性についても述べられています。

技術基準が性能規定化されることにより、製品を造る側にとっては、要求されている性能を製品が満たすための技術的選択肢が広がることになる一方、それを証明するための根拠を明らかにする義務が生まれます。また、認証機関には、選択されたそれぞれの解釈に応じた試験を行える体制が求められることになります。

タイプ1から4までの分類方法に従って、現行電気用品技術基準の要求事項の一部を整理すると、下図のようになります。将来どのタイプが採用されるのかが注目されます。



タイプ3a

具体的な数値で、要求される性能の水準が規定されているが、要求される具体的な性能の水準を確認するための試験方法、評価方法の定めがないもの

タイプ3b

3aに加え、要求される具体的な性能の水準を確認するための試験方法、評価方法まで規定したもの

タイプ4

要求される性能水準を実現するための材質や構造等の使用が規定されているもの

容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で充電部に図に示す試験指が触れないこと

容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で図に示す試験指に30Nの力を加えたとき、充電部に試験指が触れないこと

アース機構は、人が触れるおそれのある金属部と電気的に完全に接続してあり、かつ、容易に緩まないよう堅固に取り付けてあること

通常の使用状態において、定格周波数の定格電圧を加えて、清水を毎分3mmの水量で約45度の方向から降雨状態で一様に注水し、1時間経過した時に注水を続けながら規定の絶縁性能試験を行ったとき、これに適合すること

人が触れるおそれのある金属部とアース機構との間に15A（電圧30V以下）を連続して通電し、各部に異常な発熱がなく、その部分間の電圧降下が1.5V以下であること

フライバック変圧器は、次のイの試験条件において、口の試験を行ったとき、ハの基準に適合すること

アース用端子にアース線を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が2山以上あること

フライバック変圧器は、厚さが0.3mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的強度を有する不燃性の合成樹脂又は金属板で遮蔽された箱に納められていこと

深まる、TERTECとの協力関係

JETと(財)台湾大電力研究試験中心(TERTEC)との間で、工場調査及び製品試験に関する協定を締結。S-JET認証の取得がますます便利に!

製品試験に関する協定を締結

JETはTERTECとの間において、1996年5月に工場調査に関する協定を締結し、S-JET認証製品を製造している台湾メーカーの工場調査を、TERTECに委託しております。さらに、本年8月には、S-JET認証の製品試験に関する協定も締結し、試験及び工場調査が一括してTERTECによって実施され、JETが認証書を発行することになります。したがいまして、台湾に製造工場があるS-JET認証申し込みのお客様にとって、認証取得が大変便利になります。

現在のところ、TERTECが製品試験を実施する製品の範囲は、電気冷房機、電気除湿器及びランプ類ですが、今後、お客様のニーズ及び試験設備の整備状況を踏まえつつ製品範囲の拡大を考えております。

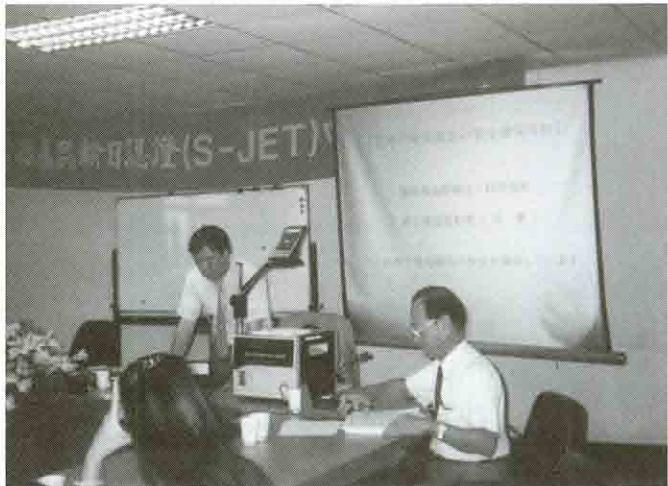


S-JET認証セミナーを開催

この協定締結を記念して、TERTEC主催のS-JET認証セミナーが開催され、JETから2名の講師を派遣いたしました。

セミナーは台北と高雄で行われ、S-JET認証制度、電気用品取締法、CB制度の活用など、日本における電気製品に対する規制と制度、S-JET認証の普及状況(S認証制度において認証された製品の約90%がS-JET認証)、及びJETとTERTECの協力関係について説明いたしました。ご参加いただいた企業の方々は、第三者認証制度(S-JET認証)の必要性、重要性について認識されており、大変熱心に耳を傾けていらっしゃいました。またS-JET認証取得のため的具体的な質問も数多く頂戴し、関心の高さを実感いたしました。

セミナーは盛況のうちに幕を閉じ、TERTECとの協力関係もさらに深まったものと思います。



[TERTEC] TEL : 8862-2911-4829・2913-1186

FAX : 8862-2911-5972

E-mail : tertecpl@ms14.hinet.net

URL : http://www.tertec.org.tw

台北縣新店市231中興路二段190號13樓

ご担当:洪 瑞吉 氏

お問い合わせ先:

国際事業部 TEL : 03-3466-5237 FAX : 03-3466-5297

事業推進部 TEL : 03-3466-5160 FAX : 03-3466-5297

JET横浜事業所の直電グループ

直電グループは、主にAC/DCアダプター（直流電源装置）の型式認可試験を行っております。

近年、パソコン、液晶ゲーム、バッテリー駆動の掃除機などAC/DCアダプターを電源とする製品が市場に増えており、直電グループだけで年間500件余りの試験を行っております。また、技術スタッフは、自動車バッテリ用大容量充電器からゲーム機用小型AC/DCアダプターまで幅広い製品に対して、正確な試験を行うためのノウハウを積んで参りました。とくに製品の小型化が進んでいるため、内部温度の測定には熱電対の影響を与えないよう細心の注意を払っております。

最近の傾向としては、①海外製品の割合が増えていること。②製品本体の出荷期限に間に合わせるため特急扱いが増えてること。③次に示すような基準不適合箇所が多いことがあげられます。

なお、直電グループは、型式認可試験と同時に、CB証明書、UL、VDE等外国認証取得のための試験をお受けいただくことを、お勧めしております。



《基準不適合箇所》

- ・空間距離及び沿面距離の不足
- ・使用している絶縁物が、通常の使用状態で、その絶縁物の許容温度限度を超える
- ・ダイレクトプラグイン機器の差込プラグの刃の寸法が、基準値の許容差に入らない

お問い合わせ先:JET横浜事業所 直電グループ
Tel:045-582-2439 Fax:045-582-2372

JETの試験設備<1>

短絡試験設備

JET東京事業部では、配線器具・ヒューズの短絡遮断性能等の試験評価に供するため、従来より短絡試験設備を用いて電気用品取締法の型式試験や依頼試験を行ってまいりましたが、より多くのお客様のご要望に応えるため、メインの設備である短絡変圧器等を更新いたしました。

JETの短絡設備の概要は以下のとおりですが、大きな特徴は、市街地にあるため試験品の搬入等に便利なことと昼夜の別なく試験が行えることです。また、適用できる規格基準は電気用品法技術基準はもちろんのこと、IEC規格等にも対応可能となっております。

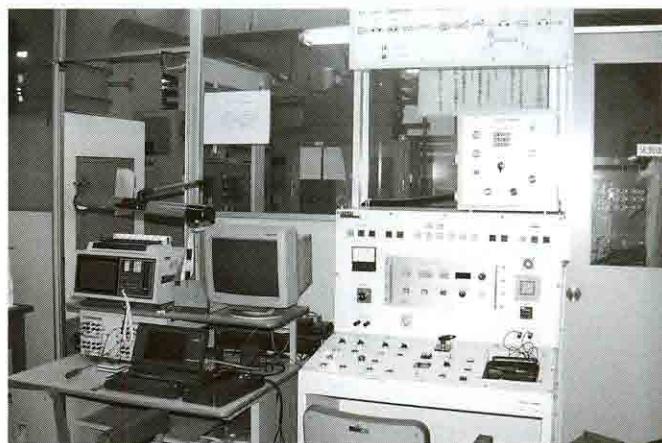
最新の試験設備による試験をリーズナブルな価格でご用意しております。

【試験設備の概要】

電源：1次側6600Vの短絡変圧器により供給

- ・単相

試験電圧：100~300V（短絡変圧器の2次側タップ切換えによる。）



試験電流：最大10000A

- ・三相

結線方式：1次側 △-Y 2次側

試験電圧：100~460V（短絡変圧器の2次側タップ切換えによる。）

試験電流：最大10000A

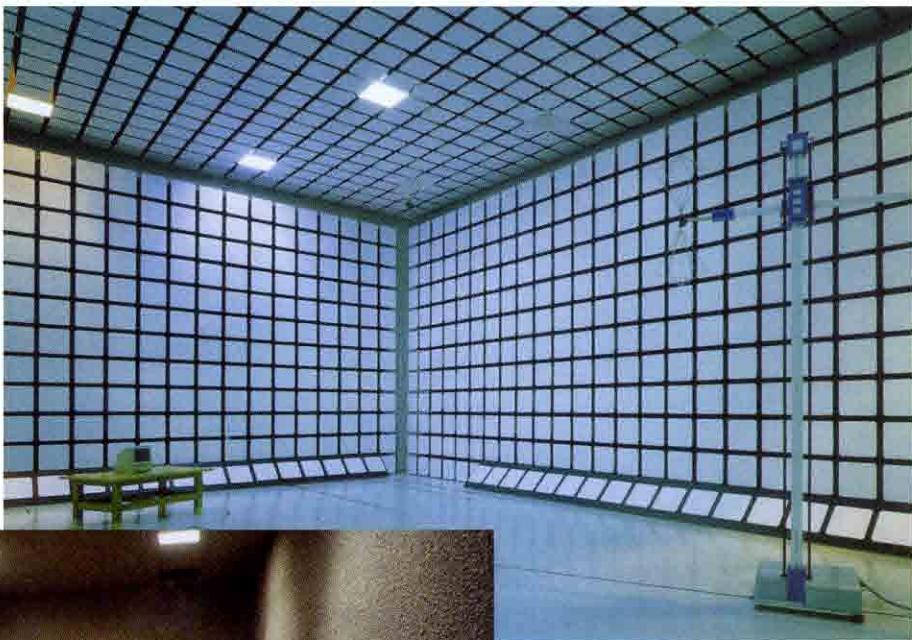
お問い合わせ先:JET東京事業部

Tel:03-3466-5185 Fax:03-3466-9223

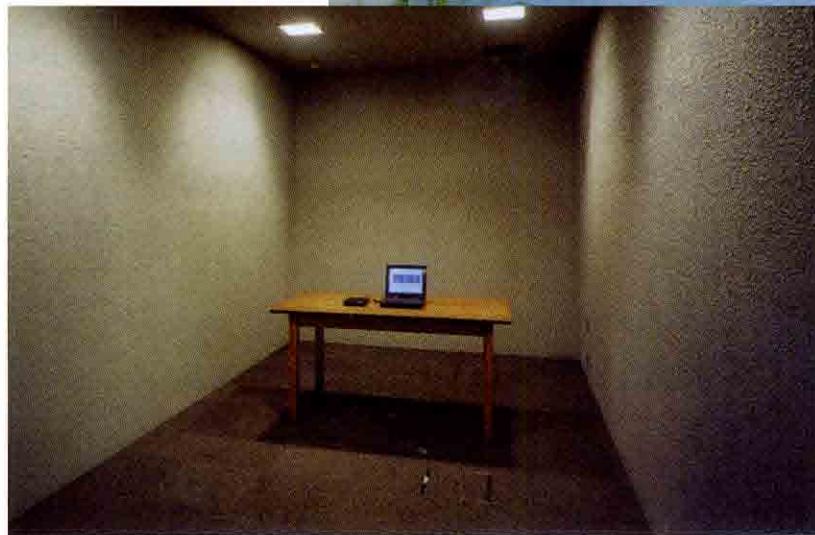
JET/EMC試験サービスのご案内

測定可能な試験項目

- 雑音電界強度測定、雑音電力測定、雑音端子電圧測定、放射電磁妨害測定、高調波電流測定、電圧変動／フリッカ測定
- 放射電磁界イミュニティ試験、静電気放電イミュニティ試験、サージイミュニティ試験、EFT／バーストイミュニティ試験、電圧ディップ／瞬停／電圧変動イミュニティ試験、伝導妨害イミュニティ試験、電力周波数磁界イミュニティ試験



小型電波暗室の全体写真



大型電波暗室の全体写真

EMC試験施設の特徴

- 10m法電波暗室：1基
パリアフリーにより、大型製品の搬入搬出が容易
給排水設備・排気ガス設備を完備し、多種多様な製品に対応
- イミュニティ試験用電波暗室：1基
- シールド室：2基
幅の広いシールド室(10×4m²)と天井の高いシールド室(高さ4m)により、大型機器にも対応可能
15°C～30°Cの範囲で試験環境温度を自由設定。

JET/EMC試験の特徴

- ワンストップ テスティング：
EMC試験と安全試験セット受付が可能
- 国内・海外の適合性試験の実施：
CEマーキング取得、VDE-EMCマーク取得、VCCI・FCC認証取得等に対応
- 安心料金:リーズナブルな料金
お見積料金イコール確定料金（ただし、お手直しが生じた場合、別途追加料金を申し越します。）

登録／認定機関：VCCI、FCC、VDE、CCIBLAC（申請中）

お気軽にご連絡下さい。

お問合せ先：JET/EMC試験センター（横浜事業所内） 担当：福地/田中
TEL:045-582-2504(直) FAX:045-582-2255
E-MAIL:jet-emc@jet.or.jp

●抜群なアクセス：首都高速1号線 浜川崎インターチェンジより約5km。第2京浜国道から至近